

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法		法令の番号	昭和25年法律第201号							
許認可等の種類	一団地の総合的設計の認定		根拠条項	法第86条第1項							
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「敷地共同利用の促進のための建築基準法第86条第1項の規定の運用について」（昭和60年2月8日住街発5号）</li> <li>・「敷地共同利用に係る建築基準法第86条第1項の認定準則に関する技術基準について」（昭和60年2月8日住街発6号）</li> </ul> <p>○住宅局長通達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の運用指針」による。</li> </ul> <p>○佐賀県の「一団地の総合的設計の認定基準」による。</p>										
	受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	60	日	目次	69
							標準経由期間		日	目次	NO